

則第50条の2（被保険者資格証明書）

- （1）社会保険事務所長等は、協会が管掌する健康保険の被保険者に対し、健康保険法の省令の規定による被保険者証の交付、返付又は再交付が行われるまでの間に当該被保険者を使用する事業主又は当該被保険者から求めがあった場合において、当該被保険者又はその被扶養者が療養を受ける必要があると認めたとときに限り、被保険者資格証明書を有効期限を定めて交付するものとする。
- （2）被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者は、（1）に規定する間、被保険者証の提出に代えて、被保険者資格証明書を提出することによって療養の給付を受ける資格を明らかにすることができる。
- （3）被保険者資格証明書の交付を受けた被保険者は、被保険者証の交付、返付若しくは再交付を受けたとき、又は被保険者資格証明書が有効期限に至ったときは、直ちに、被保険者資格証明書を事業主を経由して社会保険事務所長等に返納しなければならない。